

委託業務仕様書

1 業務名

「移住・省エネ・DIY」空き家利活用体験講習等実施業務

2 目的

「とくしま回帰」住宅対策総合支援センターでは、空き家の利活用の促進と移住者の増加を図るため、「移住・省エネ・DIY」空き家利活用促進事業を実施している。本業務は、DIY ならではの空き家を所有・活用する喜びと愛着を持ってもらう「手作りを後押し」するワークショップを開催し、「体験による空き家利活用の動機付け」と、「新たな空き家利活用層を発掘」することを目的に実施する。

3 委託業務概要

道具や工具の使い方、材料の選定、作業手順及びコツを専門家から指導を受けながら DIY を体験してもらうワークショップの開催及び広報資料やワークショップの開催記録の作成を行う。

ワークショップについて

開催時期・回数	令和6年1月に3回開催（予定） ※発注者と協議の上決定
開催時間	1回あたり、3時間程度
開催場所	受託者が提供する、徳島県内に存在する現に使われていない 空き家（以下「空き家」という。）
開催方法	バスツアーの体験メニューとして実施（予定） ※バスツアーの運営については、別途、発注者が委託する事業者が行う。
参加対象・人数	移住希望者及び県内に空き家を所有する者並びに DIY に興味関心のある者を対象とする。（県外・県内在住は問わない） 18歳以上で、高校生は不可 1回あたり、7名程度

4 業務の内容

(1) ワークショップの開催

① ワークショップの企画立案

- ・ワークショップの内容や方法を企画する。
- ・省エネルギー対策の内容を盛り込んだワークショップを、最低1回は実施すること。
- ・参加者が体験できる内容とし、参加者の応募が見込める工夫を行うこと。

②ワークショップの事前準備

- ・空き家の現地調査を行い、状況等を把握したうえで、ワークショップの開催に必要な既存材料の撤去や下地材料の設置、設備配管の移動等を行うこと。

③ワークショップにかかる材料や道具等の調達

- ・業務の遂行に必要な材料や道具等を調達すること。

④ワークショップ実施にかかる司会進行・講師

- ・ワークショップ開催時の司会進行・講師を務める。
- ・参加者に養生方法、道具や工具の使い方、施工手順等をわかりやすく指導すること。

⑤完成見学会の開催

- ・ワークショップにおいて作成した部材・造作家具等を活かし、仕上げや住まい方等がイメージできるための家具等のステージングを行い、完成見学会を開催する。
- ・内容については、徳島県及び発注者と協議すること。

(2) 広報資料及び開催記録（動画・レポート）の作成

①ワークショップ開催にかかる周知広報資料の作成

- ・ワークショップ開催の周知広報用チラシ（A4サイズ 両面カラー）を作成・配布する。

②動画の作成

- ・準備段階の作業風景や、各ワークショップ毎に開催風景や内容をまとめた動画及びDIY後の完成動画を作成する。
- ・作成した動画は、徳島県HPや徳島県住宅供給公社HP、SNS、YouTube等にて公開・活用するものとする。
- ・編集後の納品形態については、ウェブサイトやYouTube等で使用可能なファイル形式とすること。
- ・実施及び録画映像の放映に関する各種規定（著作権を含む各種規定、権利関係等）について、確認・調整すること。

③レポートの作成

- ・各ワークショップ毎の開催風景写真や内容をまとめたレポートを作成する。
- ・納品形態については、パワーポイント形式とすること。

5 委託料上限額

4,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 業務の委託期間

契約締結日から令和6年3月25日まで

7 業務実施体制と進め方について

- (1) 本業務を総合的に把握し、関係者等との連絡調整を行う業務責任者を1名定めること。
- (2) 運営にあたり、スタッフの配置、責任の所在、連絡体制等の安全管理体制を明確にしておくこと。
- (3) 業務着手時に業務計画書を提出すること。
- (4) 業務の遂行に当たって現状を十分調査の上、発注者と綿密な打合せを行いながら進めること。

8 実績の報告

本業務の成果品として、次の物品を提出する。

- | | |
|----------------------------|----------------------|
| (1) ワークショップ開催にかかる周知広報資料 | (A 4 版用紙及び電子データ) 1 式 |
| (2) ワークショップの開催記録 (動画・レポート) | (A 4 版用紙及び電子データ) 1 式 |
| (3) 工事写真(前/中/後)・改修後図面等 | (A 4 版用紙及び電子データ) 1 式 |

9 経費等について

- (1) 本業務の実施に直接必要とする経費 (修繕費、講師の報酬費、広報費、事務経費等) のみ計上すること。
- (2) 本業務における経費については、他の経費と明確に区別し整理すること。
- (3) 耐震改修工事や耐震シェルター設置工事を行う場合においては、その工事費用は本業務の経費の対象としない。
- (4) 空き家の地代家賃は本業務の経費の対象としない。

10 その他

- (1) 受託者は、本業務を実施する上で、個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法、徳島県個人情報保護条例及び別添「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (2) 受託者は、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (3) 受託者は、本業務を第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ発注者の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (4) 空き家の手配、空き家所有者との交渉及び連絡調整等は、受託者が責任を持って行うこと。
- (5) 受託者は、本業務の実施状況や進捗状況等、発注者の求めに応じて報告し、必要があれば書類を提出しなければならない。
- (6) 業務の実施に当たり、第三者に及ぼした損害について、損害の賠償を行わなければならないときは、受託者がその責任を負うものとする。
- (7) 契約履行過程で生じた成果物等は発注者に帰属し、発注者による自由な加工・二次使用ができるものとする。
- (8) 本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議の上、決定する。